

独立行政法人国立病院機構長崎病院における 清涼飲料水等の自動販売機の設置・運営者の公募の公示

令和5年11月1日からの当病院内における入院患者、外来患者及び職員等（以下「患者等」という。）のための清涼飲料水等の自動販売機の設置・運営者（以下「運営者」という。）を一般競争入札に付すこととしますので、希望する者は次のとおり入札書を提出願います。

令和5年9月11日

独立行政法人国立病院機構
長崎病院長 山川 正規

1. 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人国立病院機構長崎病院における清涼飲料水等の自動販売機の設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は、当病院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当病院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のための清涼飲料水等の自動販売機の運営の全般を実施する。

(3) 貸付(運営)期間

令和5年11月1日 ～ 令和10年10月31日（5年0ヶ月）

本貸付契約は『定期建物賃貸借契約』を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はない。

2. 入札方法

第一交渉権者の決定については、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

3. 競争に参加する者の必要資格に関する事項

(1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 契約事務取扱細則第6条の規定に該当しない者であること。

(3) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供」のA、B、C又はDの等級に格付され、競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約事務取扱細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。

(5) その他、下記事項の要件を満たす者であること。

① 法人等を設立して5年以上経過しており、自動販売機の設置等について、各々良好な運営実績が3年以上あること。 ※ 個人経営でも可である。

② 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。

③ 不正及び不誠実な行為がないこと。

3. 手続等

(1) 担当課・係

〒850-8523 長崎県長崎市桜木町6番41号

独立行政法人国立病院機構長崎病院 事務部 企画課 契約係長

電話095-823-2261(内線783)

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

① 交付期間

令和5年9月11日(月)から同年9月28日(木)まで

(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。)

② 交付場所

「(1)」に同じ

(3) 参加希望者の登録期限、場所及び方法

① 登録期限

令和5年9月28日(木) 12時00分

② 登録場所及び方法

「(1)」に同じ(別紙「応募申込書」を持参又は郵送)

(4) 入札書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限

令和5年9月28日(木) 12時00分

② 提出場所及び方法

「(1)」に同じ(持参又は郵送)

(5) 開札の日時及び場所

令和5年9月29日(金) 10時00分 長崎病院会議室

4. その他

(1) 入札及び契約手続きに使用する言語及び通貨 …… 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 …… 免除

(3) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は入札書は、無効

(4) 契約書作成の要否 …… 要(定期建物賃貸借契約による予定) ※ 適宜変更

(5) 関連情報を入手するための窓口 …… 上記「3.(1)」に同じ

(6) 契約の相手方の決定方法

契約事務取扱細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格を上回り有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最高価格で入札した者を第一交渉権者とする。ただし、

交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、
経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) 詳細は、入札説明書による